

# 兵庫県公報

平成25年3月8日 金曜日 第2472号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	5
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路企画課）	8
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	8
○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）	8
<b>企業庁公告</b>	
○ 落札者等の公示（北摂広域水道事務所）	9
○ 同 上（姫路利水事務所）	9
○ 同 上（同）	9
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	10
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出	13
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	14
<b>内水面漁場管理委員会公告</b>	
○ 漁業法に基づく指示	15
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	16
<b>正 誤</b>	
○ 平成14年12月6日付け兵庫県公報第1422号中	18
○ 平成24年1月24日付け兵庫県公報第2356号中	19

## 告 示

### 兵庫県告示第345号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年3月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市奥米地字黒谷161の4・161の26（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、161の23から161の25まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第346号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 養父市奥米地字高地164の4、164の9
- 2 保安林として指定された目的
  - 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第347号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 養父市奥米地字水谷174の3、174の11から174の14まで
- 2 保安林として指定された目的
  - 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第348号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市奥米地字山中131の1、131の2、132、133の1、133の3、134、135、136の1から136の3まで、137の2、137の3、138の1から138の4まで、139の1、140の1、140の2、140の4（次の図に示す部分に限る。）、140の6、141、141の1から141の3まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第349号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市奥米地字滝ヶ谷151
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第350号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市多々良木字倉谷112の1、112の2、113の1から113の4まで、114の3（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第351号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。  
平成25年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市多々良木字灰原131の1から131の5まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第352号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。  
平成25年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市多々良木字南谷76の1から76の4まで、77
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字南谷76の1・77（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第353号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
養父市奥米地字滝ヶ谷150の1、150の1の1、150の2、150の3、150の3の1、150の4から150の7まで、151の2、151の3、152の1、152の2、153、154の1、154の1の1、154の2、154の2の1、字上池1287から1292まで
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第354号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市多々良木字タコタ30、31、32の1、32の3から32の5まで、33
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第355号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定

に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成25年3月8日

兵庫県知事 井戸敏三

商号又は名称及び 代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因と なった事実	取消年月日
			区分	種 類		
(株)尾黒工務店 代尾黒 幸一	神戸市東灘区深江本町 1-1-7	般-23 第110225号	一般	大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年10月31日
藤本鉄工(株) 代藤本 良博	同 市同 区向洋町東 2-7-10	般-23 第100092号	一般	鋼構造物工事業、板金 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月29日
(株)フジコー 代藤本 久仁子	同 上	般-23 第112404号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
甲陽建設(株) 代中村 素明	神戸市灘区都通5-4 -7	般-23 第110326号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年3月1日
(株)中建ビルシステ ム 代友方 慎介	同 市中央区海岸通6	般-19 第115162号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年9月30日
ウェスティングハウ ス・インダストリー ・プロダクツ・ インターナシヨナル ・カンパニー・ エルエルシー 代中園 敏夫	同 市同 区東町122 -2 港都ビル	特-24 第115045号	特定	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月1日
西川組 代西川 國史	同 市兵庫区氷室町2 -3-1	般-22 第105201号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年5月17日
神明クレーン作業 (有) 代西海 宏	同 市同 区駅南通3 -2-7	般-23 第101014号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年12月3日
(株)公利 代世古 盛延	同 市北区鈴蘭台北町 9-14-14	般-21 第115487号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月30日
(株)ワイエス創建 代櫻木 茂起	同 市須磨区大池町5 -12-7	般-22、23 第114710号	一般	管工事業、機械器具設 置工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年12月10日
(有)松下石材 代松下 登喜子	同 市垂水区高丸1- 6-7	般-23 第108197号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年5月31日
(有)進光建設 代山口 重光	同 市同 区馬場通2 -22 Fビル1F	般-20 第113021号	一般	土木工事業、建築工事 業、大工工事業、石工 事業、屋根工事業、タ イル・れんが・プロツ ク工事業、鋼構造物工 事業、ほ装工事業、し ゆんせつ工事業、内装 仕上工事業、水道施設 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年12月1日
(株)平山電機 代平山 勝	同 市西区玉津町今津 135-4	般-23 第110108号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年9月12日
(有)山南建設 代山南 征久雄	尼崎市武庫之荘6-1 -12	般-23 第216530号	一般	石工事業、鋼構造物工 事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年5月31日
(株)木村組 代木村 達夫	西宮市宮前町4-9	般-24 第218508号	一般	土木工事業、石工事 業、鋼構造物工事業、 ほ装工事業、しゆんせ つ工事業、水道施設工 事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年12月3日
大旗工業 代大旗 芳夫	同 市鳴尾町2-18- 18	般-19 第217622号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月21日

ライズエース 代二瓶 純慈	同 市宮前町7-21 グロリオ石1F	般-22 第218232号	一般	とび・土工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月26日
中島建設工業(株) 代中島 博己	芦屋市精道町12-14	般-23 第201681号	一般	土木事業、建築工事業、大工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月19日
(有)光山組 代光山 好男	伊丹市南鈴原4-35	般-20 第215743号	一般	土木事業、とび・土工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月10日
坂下工務店 代坂下 鎮	宝塚市大吹町11-15	般-24 第203394号	一般	土木事業、建築工事業、とび・土工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月11日
(株)イッセープランニング 代白川 清彦	川西市東畦野2-3-42	般-20 第301939号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年11月22日
(株)山北土木 代山北 豊	明石市二見町西二見297-1	般、特-23 第402400号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年12月20日
(有)加陽 代大西 宏	加古川市平岡町高畑519-17	般-19 第403509号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月30日
(株)緑建設 代林 太佳伸	同 市東神吉町神吉823-266	般-21、22 第403004号	一般	土木事業、建築工事業、とび・土工事業、石工事業、管工事業、鋼構造工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年12月25日
(株)足立組 代足立 重徳	西脇市下戸田300-27	般、特-23 第352486号	一般	造園工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	同 月27日
竹内ガス水道工事 代竹内 元次	多可郡多可町中区東山552-106	般-22 第351528号	一般	土木事業、とび・土工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃業 (全部廃業)	平成24年11月30日
(株)邦洋産業 代喜多村 亮	姫路市勝原区宮田50-16	般-21 第456070号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年9月30日
光洋製瓦(株) 代笹田 奈都子	同 市船津町5241-5	般-22 第460820号	一般	土木事業、建築工事業、とび・土工事業、鋼構造工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
建設機械土木(株) 代宮本 吉秀	同 市飾磨区英賀西町2-7	般-24 第451164号	一般	土木事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年10月25日
進栄重機 代平木 秋男	同 市広畑区吾妻町2-55	般-19 第455400号	一般	土木事業、建築工事業、大工事業、とび・土工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
(株)千里 代中川 直也	神崎郡福崎町東田原534-1	般-21 第459993号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年8月31日
(有)ヒロテック 代廣岡 照人	揖保郡太子町太田1681	般-22 第502742号	一般	土木事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月5日
(株)Kシステム 代三枝 良美	佐用郡佐用町佐用977-1	般-22 第551828号	一般	石工事業、鋼構造工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年9月10日
(株)井田工務店 代野竿 英明	豊岡市但東町畑山477	般-24 第650211号	一般	土木事業、建築工事業、とび・土工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月30日

東工務店 代東 寿美男	美方郡香美町香住区香 住143-1	般-19 第700192号	一般	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月31日
日興建設株 代尾崎 博章	同 郡新温泉町芦屋 351-9	特-23 第700413号	特定	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年12月21日
永井建築 代永井 歩美	丹波市市島町上田172 -1	般-21 第752154号	一般	建築工事業、大工工事業、 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック 工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月10日



**兵庫県告示第356号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

その関係図書は、平成25年3月8日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路企画課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類	路線名	区 間	指定の部分	備考
主要地方道	尼崎宝塚線	尼崎市西昆陽1丁目47番から 同 市西昆陽1丁目424番まで	上下線	



**兵庫県告示第357号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年3月8日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年3月8日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 7 3 号	佐用郡佐用町大字横坂字紙谷畑2番3から 同 郡同 町大字宗行字石之堂138番1まで	旧	11.0から 18.0まで 11.0から 23.0まで	255.0 290.0	
		新	11.0から 18.0まで	255.0	



**兵庫県告示第358号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、三木市加佐土地区画整理組合から三木市加佐土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成25年3月8日

兵庫県知事 井戸敏三

企 業 庁 公 告

落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年 3 月 8 日

契約担当者

兵庫県企業庁北摂広域水道事務所長 古 高 利 彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所神戸加圧ポンプ所で使用する電気 予定使用電力量 241,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所 三田市西野上字上通り152番地
- 3 落札者を決定した日  
平成25年 2 月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
関西電力株式会社三田営業所 三田市福島字宮野前501—26
- 5 落札金額  
3,677,879円 (税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成25年 1 月 8 日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年 3 月 8 日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 久 保 哲 也

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁姫路利水事務所市川工業用水道管理所で使用する電気 予定使用電力量 3,264,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁姫路利水事務所 姫路市船津町字平田4552—1
- 3 落札者を決定した日  
平成25年 2 月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
関西電力株式会社姫路支店 姫路市十二所前町117番地
- 5 落札金額  
50,730,073円 (税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成25年 1 月 8 日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年 3 月 8 日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 久 保 哲 也

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁姫路利水事務所揖保川工業用水道管理所（揖保川第1ポンプ場）で使用する電気 予定使用電力量 1,781,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁姫路利水事務所 姫路市船津町字平田4552—1
- 3 落札者を決定した日  
平成25年 2月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
関西電力株式会社姫路支店 姫路市十二所前町117番地
- 5 落札金額  
27,484,435円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成25年 1月 8日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成25年 3月 8日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

1 政治団体の設立の届出

(1) 政党の支部

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類
日本維新の会衆議院兵庫県第3選挙区支部	新原 秀人	井上 輝子	神戸市須磨区飛松町2丁目3番5号 ピアザビル1F	衆議院議員

(2) その他の政治団体

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
尼崎から推薦議員を支援する会	端 場 秀 幸	木 本 啓 介	尼崎市東向島西之町1番地 新日鐵住金尼崎労働組合会館内
飯 田 吉 則 後 援 会	細 川 泰 二	大 谷 健 二	宍粟市一宮町福知277—1
稲 田 つ ね み 後 援 会	稲 田 常 実	光 岡 勝 利	宍粟市山崎町門前102—33
大 畑 利 明 後 援 会	大 畑 利 明	紙 川 敏 明	宍粟市山崎町五十波719番地
頑張れ日本！全国行動委員会 姫 路 支 部	前 川 英 昭	前 川 英 昭	姫路市書写175—14
楠 村 信 二 後 援 会	楠 村 信 二	楠 村 信 二	尼崎市南武庫之荘10—5—3—706
阪 上 さ と き 後 援 会	阪 上 聡 樹	小 松 直 幹	伊丹市稲野町6—17
宍 粟 草 の 根 運 動 の 会	鈴 木 浩 之	鈴 木 浩 之	宍粟市波賀町安賀442—1
高 井 く に と し を 囲 む 会	高 井 國 年	高 井 國 年	神崎郡福崎町山崎1011
谷 内 利 昭 後 援 会	本 家 洋 史	井 口 一 正	赤穂市周世968
は ら ひ ろ よ し 後 援 会	原 勇	仲 本 優 希	尼崎市塚口町6丁目43—28—301

福永展己後援会	奥野省二	福永滝子	尼崎市七松町1-18-4-103
福元しょうぞうを育てる会	山本高則	大谷司郎	宍粟市山崎町田井437-1
間違いのない南あわじ市を 考 考 考 考 考 考 考 考 え 考 考 考 考 考 考 考 考 る 考 考 考 考 考 考 考 考 会 考 考 考 考 考 考 考 考	市川一馬	社家 薫	南あわじ市神代喜来282の1
みんなの維新 尼崎維新の会	原 博 義	仲本優希	尼崎市塚口町6丁目43-28-301
山田昌弘後援会	田中良三	山田せつ子	赤穂市有年横尾498-1

## イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類
賢政会	山田賢司	貝畑博正	西宮市産所町4番8号 村井ビル205号室	衆議院議員

## ウ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類
賢政会	山田賢司	貝畑博正	西宮市産所町4番8号 村井ビル205号室	山田賢司	衆議院議員

## 2 届出事項の異動の届出

## (1) 政党の支部

名称	異動事項	異動内容	
		新	旧
公明党兵庫県本部	代 表 者	赤羽一嘉	
			赤松正雄
自由民主党伊丹産業支部	主たる事務所の所在地	伊丹市梅ノ木1丁目4-4	
			伊丹市大鹿5丁目45
民主党兵庫県総支部連合会	代 表 者	水岡俊一	
			松本剛明
みんなの党兵庫県第7区支部	主たる事務所の所在地	西宮市和上町1-29-3F	
			西宮市今在家町2-25 フォレスト西宮

## (2) その他の政治団体

名称	異動事項	異動内容	
		新	旧
いとう勝正後援会	主たる事務所の所在地	明石市鳥羽1694-1	
			明石市小久保3丁目1-4 三幸フェニックス ハイツ107号
伊藤めぐみはげます会	代 表 者	伊藤めぐみ	
			田中健造
牛尾雅一後援会	代 表 者	内藤 守	
			鎌谷易良
大倉俊己後援会	主たる事務所の所在地	姫路市伊伝居75-16-506	
			姫路市野里上野町1丁目5番1号
	会 計 責 任 者	水田隆秀	
			井置雅文

大倉俊己を育てる会	主たる事務所の所在地	新	姫路市伊伝居75-16-506
		旧	姫路市野里上野町一丁目5番1号
	会計責任者	新	水田 隆 秀
		旧	井 置 雅 文
岡田やすひろ後援会	主たる事務所の所在地	新	加古川市加古川町美乃利358-1
		旧	加古川市加古川町寺家町111番地
輝 S E K I - C L U B	主たる事務所の所在地	新	神戸市須磨区大池町2丁目3-7 オルタンシア大池1階5号
		旧	神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目5-22-102
清原よしのり後援会	会計責任者	新	清 原 美智子
		旧	清 原 功 禎
国民の生活が第一部 兵庫県第3区総支部	政治団体の区分	新	その他の政治団体
		旧	政党の支部
佐藤基裕後援会	名 称	新	佐藤基裕後援会
		旧	サトウ基裕後援会
	主たる事務所の所在地	新	宝塚市伊子志3-14-59-305
		旧	宝塚市仁川月見ガ丘16番16号
三田前進の会	主たる事務所の所在地	新	三田市天神2-1-16 ジャルダン三田1階
		旧	三田市藍本3781-43
市民と岡本はるきの会	主たる事務所の所在地	新	南あわじ市福良甲1186-1
		旧	洲本市宇原587-1 シャンポールうはら101
	代 表 者	新	山 形 収 司
		旧	岡 本 治 樹
	会計責任者	新	片 山 尚 司
		旧	川 村 守
税理士による鴻池祥肇後援会	会計責任者	新	西 村 近 司
		旧	古 林 裕 伸
宝塚市医師連盟	代 表 者	新	末 岡 悟
		旧	蓮 尾 春 輝
「徳重光彦」を支援する会	会計責任者	新	森 田 稔
		旧	有 吉 晴 樹
畠中光成後援会	主たる事務所の所在地	新	西宮市和上町1-29-3 F
		旧	西宮市今在家町2-25 フォレスト西宮
P R U 神姫政治センター	代 表 者	新	吉 川 芳 夫
		旧	栗 山 重 治
	会計責任者	新	中 川 貴 水
		旧	吉 川 芳 夫
兵 庫 民 社	会計責任者	新	永 尾 隆 保
		旧	川 内 清 尚
藤本敏弘後援会	代 表 者	新	田 中 利 美
		旧	松 本 忠 重

	会 計 責 任 者	新	吉 田 直 治
		旧	石 原 直 光
ポ プ ラ の 会	主たる事務所の所在地	新	神戸市須磨区大池町2丁目3-7 オルタンシア大池1階5号
		旧	神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目5-22-102
三菱重工労組神船支部政治活動委員会	代 表 者	新	金 岡 正 和
		旧	平 尾 和 誉
	会 計 責 任 者	新	植 田 貴 彦
		旧	山 下 直 樹
山 田 昌 弘 後 援 会	代 表 者	新	近 藤 隆 亮
		旧	田 中 良 三
よ し も と 誠 後 援 会	主たる事務所の所在地	新	尼崎市南武庫之荘1-16-11-602
		旧	尼崎市南武庫之荘5-2-8-403

3 解散の届出のあった政治団体

(1) 政党の支部

名称	代表者氏名	解散年月日
日本維新の会衆議院兵庫県第12区支部	宮 崎 健 治	平成24年12月31日
日本維新の会兵庫県第11区支部	堅 田 壮一郎	平成24年12月31日
みんなの党兵庫県第6区支部	杉 田 水 脈	平成24年11月16日

(2) その他の政治団体

名称	代表者氏名	解散年月日
助 野 勇 後 援 会	大 嶋 三 郎	平成23年4月1日
赤 松 正 雄 後 援 会	赤 松 正 雄	平成24年12月31日
う す い 隆 夫 後 援 会	原 正 美	平成24年12月31日
う ち だ さ と み 後 援 会	打 田 育 広	平成24年12月31日
勝 樂 恒 美 後 援 会	勝 樂 民 子	平成24年12月29日
新 生 兵 庫 講 演 会	田 崎 雅 元	平成24年12月28日
高 橋 信 二 後 援 会	塩 見 春 治	平成24年12月31日
ど い 隆 一 を は げ ま す 会	土 肥 隆 一	平成24年12月31日
宮 崎 健 治 後 援 会	宮 崎 健 治	平成24年12月31日
村 田 興 亜 後 援 会	山 田 薫	平成24年12月30日
安 田 佳 子 後 援 会	安 田 佳 子	平成24年12月31日
鷺 野 隆 夫 後 援 会	鷺 野 和 則	平成24年12月31日
阿 部 昭 後 援 会	阿 部 昭	平成25年1月21日
中 島 た か お を 育 て る 会	米 田 勝 彦	平成25年1月23日

兵 庫 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 5 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

平成25年3月8日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
阪上 聡 樹	伊丹市長	阪上さとき後援会	伊丹市稲野町6-17	阪上 聡 樹	平成25年 1月18日
山田 賢 司	衆議院議員	賢政会	西宮市産所町4番8号 村井ビル205号室	山田 賢 司	平成25年 1月7日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
伊藤 勝 正	兵庫県議会議員	いとう勝正後援会	主たる事務所の所在地	新	明石市鳥羽1694-1
				旧	明石市小久保3丁目1-4 三幸フェニックスハイツ107号
畠中 光 成	衆議院議員	畠中光成後援会	主たる事務所の所在地	新	西宮市和上町1-29-3 F
				旧	西宮市今在家町2-25 フォレスト西宮
三木 圭 恵	衆議院議員	三木けえ後援会	公職の種類	新	衆議院議員
				旧	参議院議員

3 資金管理団体の指定の取消しの届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消年月日
赤松 正 雄	衆議院議員	赤松正雄後援会	姫路市元町113番地 元町西ビル2階7号	赤松 正 雄	平成24年 12月31日
阿部 昭	上郡町議会議員	阿部昭後援会	赤穂郡上郡町岩木甲705-126	阿部 昭	平成25年 1月21日
土肥 隆 一	衆議院議員	どい隆一をはげます会	神戸市須磨区飛松町3-1-6 北浜ビル3F	土肥 隆 一	平成24年 12月31日
宮崎 健 治	衆議院議員	宮崎健治後援会	たつの市龍野町富永793番地3	宮崎 健 治	平成24年 12月31日
安田 佳 子	姫路市議会議員	安田佳子後援会	姫路市下手野6丁目2-26	安田 佳 子	平成24年 12月31日
山田 賢 司	衆議院議員	やまだ賢司後援会	芦屋市公光町10番6号	山田 賢 司	平成25年 1月7日



兵庫県選挙管理委員会告示6号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定し、及び指定した施設の指定を取り消したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年3月8日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武田 丈 蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表明石市の項中

「

医療法人 仁愛会 田畑胃腸病院	同 市大久保町111-1
-----------------	--------------

」

を

「

医療法人社団 明石医療センター 田畑胃腸病院	同 市大久保町111-1
------------------------	--------------

」

に改める。

2 老人ホームの表明石市の項中

「

社会福祉法人 明和会 特別養護老人ホーム スプリングテラス明舞	同 市松が丘 4 丁目 1-43
---------------------------------	------------------

」

を

「

社会福祉法人 明和会 特別養護老人ホーム スプリングテラス明舞	同 市松が丘 4 丁目 1-43
社会福祉法人 すみれ福祉会 特別養護老人ホーム 松が丘すみれ園	同 市松が丘北町1074-1

」

に改める。

内水面漁場管理委員会公告

兵内漁委指示第64号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成25年度における第5種共同漁業の漁業権者が実施すべき増殖の基準数量を、平成25年2月13日に次のとおり指示した。

平成25年3月8日

兵庫県内水面漁場管理委員会

会長 秋 武 宏

1 増殖の基準数量

平成25年度増殖基準数量

免許番号	河川名	種 苗 放 流											産卵場造成			
		あゆ (kg)	こい (尾)	ふな (尾)	うなぎ (kg)	にじます (尾)	あまご (尾)	やまめ (尾)	さくらます (尾)	いわな (尾)	わかさぎ (万粒)	もろこ (尾)	もくずがに (尾)	おいかわ (箇所)	うぐい (箇所)	ひがい (箇所)
1	猪名川	400		5,000	10	7,000	1,000							1		
2	武庫川	100		1,000	10	1,000								1		
3	羽東川	100			10	1,000	1,000		1,000					1		
4	加古川	5,000		10,000	200	10,000	8,000				300	1,000	7,500	5	3	
5	市川	1,500		10,000	20	3,000	50,000							1		
6	夢前川	250														
7	揖保川	14,000		3,000	50	5,000	100,000				300		1,500	2	1	
8	千種川	5,500		3,000	50	3,000	40,000				100		1,000	3	2	
9	竹田川	30		1,000												
10	円山川	5,500		10,000	30	10,000	やまめに含む 60,000	やまめに含む					1,000	3	3	1
11	竹野川	300		1,000	10	1,000	やまめに含む 1,500						1,000	1	1	
12	矢田川	1,100		1,000	30	1,000		13,000	やまめに含む 1,000				1,000			
13	岸田川	700		1,000	10			23,000	やまめに含む 1,000				1,000	1	1	
	計	34,480		46,000	430	42,000	200,000	97,500		3,000	700	1,000	14,000	19	11	1

2 この指示の日以降において、漁場環境の変化等により、増殖基準数量の達成が困難となった場合は、あらかじめその理由を付して委員会に届け出なければならない。

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年3月8日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩川 実喜夫

1 委託内容

(1) 調達物品及び数量

平成25年度用品単価契約（P P C用紙（A4、A3、B4））

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

平成25年4月22日（月）から平成26年3月31日（金）まで

(4) 納入場所

兵庫県警察本部及び県の各警察署

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該委託の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 山内  
電話（078）341-7441 内線2257
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成25年3月8日（月）から同月22日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成25年4月16日（火）午前10時 兵庫県警察本部 4階入札室
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年4月15日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
調達物品ごとに入札単価に購入予定数量を乗じて得た額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額。以下「契約予定額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年4月15日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約予定額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。また財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書で示した仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等の書類を平成25年3月22日（金）までに提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。  
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月22日（月））までであること。

- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (6) 入札の無効
 

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
要作成
- (8) 落札者の決定方法
 

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他  
詳細は、入札説明書による。

5 Summary for Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
PPC Recycled Paper (A4, A3, B4)
- (3) Delivery period:  
From April 22, 2013 through March 31, 2014
- (4) Delivery places:  
Hyogo Prefectural Police H.Q. and each Police Offices
- (5) Deadline for the submission of tender application form:  
17:00 March 22, 2013
- (6) Deadline for tender:  
17:00 April 15, 2013 by mail  
10:00 April 16, 2013 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Yamauchi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.  
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078)341-7441 Ext. 2257

正 誤

○平成14年12月6日付け（兵庫県公報第1422号）  
兵庫県告示第1468号（電線共同溝を整備すべき道路の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
6	下から 17行目	矢名瀬町762番地4から	矢名瀬町字古市場762番4から

6	下から 16行目	矢名瀬町893番地 5 まで	大垣字前田43番 2 まで
---	-------------	----------------	---------------



○平成24年 1月 24日付け（兵庫県公報第2356号）  
兵庫県告示第72号（電線共同溝を整備すべき道路の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
10	下から 4行目	字中州3279番 7 から	字中洲3279番 7 から
10	下から 3行目	中州 6 丁目37番 1 まで	中洲 6 丁目37番 1 まで